

平成31年(令和元年)度 鯉ヶ沢町利用者負担額(保育料)

※〔 〕はひとり親世帯等の額

※太枠内が、「約360万円未満相当」の所得割課税額〔ひとり親世帯の場合は太点線枠〕

国	町	階層区分	1号認定	2号認定		3号認定	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
2	B1	市町村民税非課税世帯	1,500円〔0円〕 ※第2子以降は0円	4,000円〔0円〕 ※第2子以降は0円	3,900円〔0円〕 ※第2子以降は0円	5,000円〔0円〕 ※第2子以降は0円	4,900円〔0円〕 ※第2子以降は0円
	B2	所得割非課税世帯(均等割のみ課税)	1,800円〔0円〕 ※第2子以降は0円	7,400円〔3,000円〕	7,200円〔2,900円〕	10,000円〔3,700円〕	9,800円〔3,600円〕
3	C1	所得割課税額48,600円未満	5,000円〔1,500円〕	10,000円〔4,000円〕	9,800円〔3,900円〕	13,000円〔5,000円〕	12,700円〔4,900円〕
	C2	所得割課税額77,100円以下	6,100円〔1,800円〕	13,000円〔4,000円〕	12,700円〔3,900円〕	16,000円〔5,000円〕	15,700円〔4,900円〕
4	C3	所得割課税額144,200円以下	10,200円	13,000円〔4,000円〕	12,700円〔3,900円〕	16,000円〔5,000円〕	15,700円〔4,900円〕
			10,200円	16,000円〔4,000円〕	15,700円〔3,900円〕	19,000円〔5,000円〕	18,600円〔4,900円〕
	C4	所得割課税額211,200円以下	12,300円	19,000円〔4,000円〕	18,600円〔3,900円〕	21,000円〔5,000円〕	20,600円〔4,900円〕
			12,300円	19,000円	18,600円	21,000円	20,600円
5	C5	所得割課税額211,201円以上	15,400円	23,000円	22,600円	26,000円	25,500円
6	D6	所得割課税額301,000円未満	25,000円	25,000円	24,500円	28,000円	27,500円
7	D7	所得割課税額397,000円未満	27,000円	27,000円	26,500円	30,000円	29,400円
8	D8	所得割課税額397,000円以上	33,000円	33,000円	32,400円	36,000円	35,300円

《階層区分の認定について》

お子さんと生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者のすべてについて、住民税額の合計により行います。

《 保育料の減免 》

●市町村民税非課税世帯の第2子以降無償化(国2階層)

●年収360万円未満相当の世帯に対する減免 (上表太枠。ただし一部除く。)

* 二人親世帯 ⇒ 第2子を半額、第3子以降を無償とする

* ひとり親世帯等 ⇒ 第2子以降を無償とする

※この場合の第2子、第3子は年齢に関係なく、保護者が扶養している兄弟すべてをカウントする。

●同時入所軽減

同一世帯から2人以上のお子さんが保育所や認定こども園、特別支援学校幼稚部等などに入所、または児童デイサービスを利用しているなどの場合は、2人目以降の保育料が軽減される。2人目は保育料基準額の半額、3人目以降は無料となる。

1号認定の場合は、小学3年生以下の兄弟をカウントする。

●世帯状況軽減

母子・父子世帯、障害者のいる世帯の場合、保育料が軽減される場合がある。

●第3子軽減

保護者が扶養しているお子さんが3人以上いる世帯で、3人目以降の3歳未満のお子さんについて軽減される場合がある。

☆令和元年10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化されます。(※0歳から2歳までの住民税非課税世帯も対象となります。)

町では、国の方針にあわせて進めていくこととしていますので、詳細が決まり次第お知らせします。